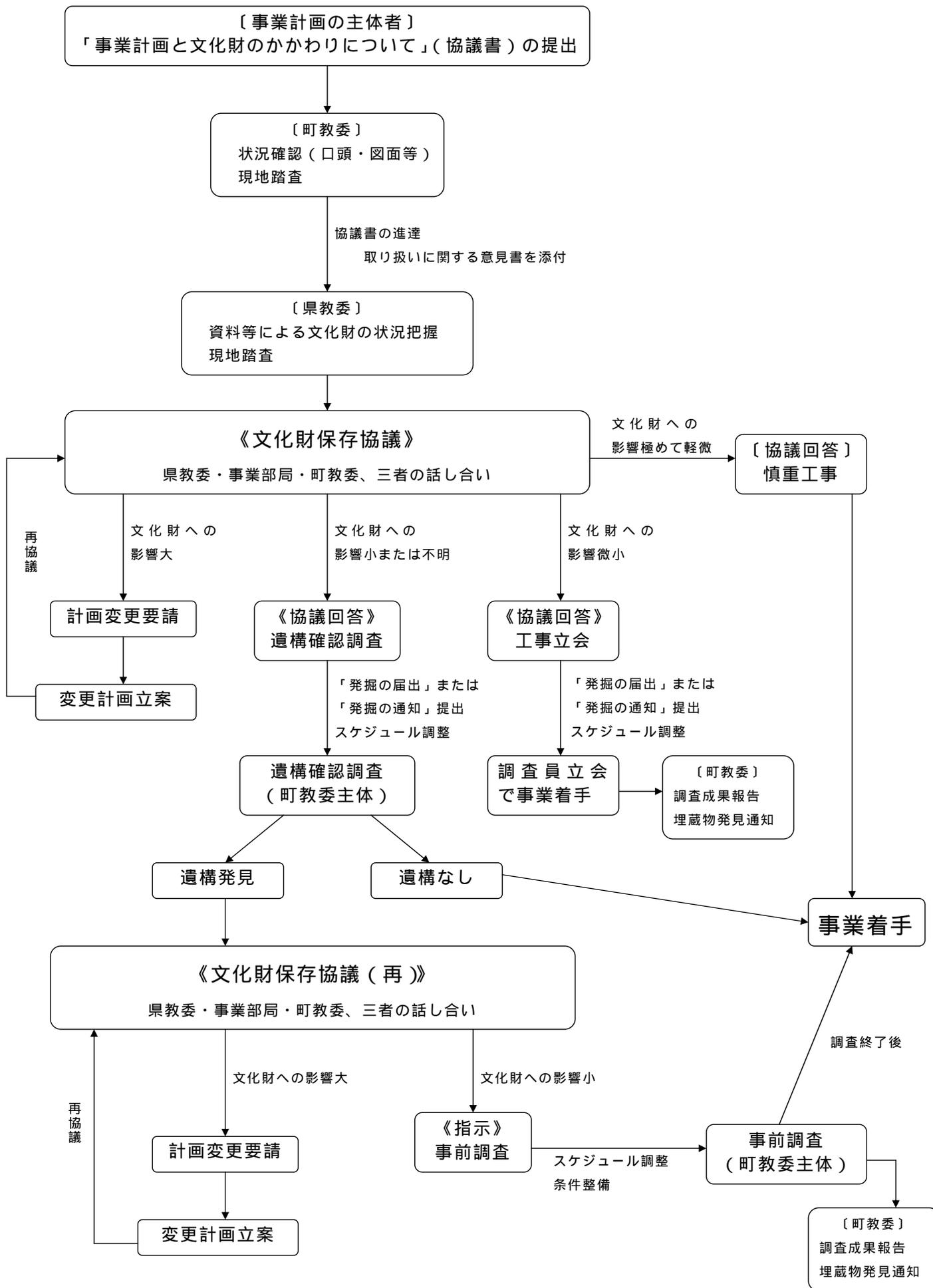


文化財保存協議の流れ



埋蔵文化財保存協議

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内や隣接地（概ね周囲 50m 以内）で土木工事等を行なおうとする場合は、事前に蔵王町教育委員会へご相談ください。
計画が具体化していない段階であっても、できるだけお早めにご相談いただければその後の調整が比較的スムーズに進行します。
- ・土木工事等が埋蔵文化財と関わりを持つ場合には、「土木工事等の計画と埋蔵文化財とのかかわりについて」の協議書を蔵王町教育委員会に提出していただきます。
- ・協議書は宮城県教育委員会へ進達され、その後の取り扱いについて回答書が交付されます。回答の内容によっては、遺跡の地下の状況を確認するための「確認調査（試掘調査）」を実施することがあります。また、遺跡との関わりが止むを得ない場合には、工事実施による遺跡への影響がより軽微となるよう、工事箇所や工法等についての調整にご協力いただくことがあります。

発掘届の提出

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内において、あらゆる土木工事等（宅地開発・住宅建設・道路建設・河川開発・鉄塔建設、その他の土地の現状を変更するすべての事業）を実施しようとする際には、文化財保護法第 93 条または第 94 条に基づき、工事着手の 60 日前までに「埋蔵文化財発掘の届出（発掘届）」を蔵王町教育委員会に提出してください。
- ・発掘届は宮城県教育委員会へ進達され、その後の取り扱いについて回答書が交付されます。回答の内容（指示事項）には、当該土木工事等が遺跡に及ぼす影響により次の 3 種類があります。
 - 1．慎重工事 当該土木工事が遺跡に及ぼす影響がないと判断された場合、工事立会や発掘調査は実施しません。
 - 2．工事立会 遺跡に及ぼす影響がないと推定される深さの工事や、狭小な範囲での工事の場合、施工時に教育委員会の専門職員が立ち会い、状況に応じて対応します。
 - 3．発掘調査 当該土木工事によって遺跡が破壊される場合には、工事の実施に先立って発掘調査（事前調査）を実施します。
（発掘調査の前に、発掘調査計画立案のための試掘調査を実施する場合があります）